

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年8月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園給食調理業務等委託

(2) 業務内容

認定こども園世田谷区立多聞幼稚園（世田谷区三宿2-25-9）において、安全でおいしい給食調理を実施し、園児に提供する。

主な業務内容は以下のとおり。なお、詳細については、募集説明書のとおりとする。

①検収補助

②給食の調理（作業工程表の作成）

③盛付け及び配膳（配食）

④食器具等の洗浄・消毒・保管

⑤給食調理業務関連施設整備の清掃及び日常点検

⑥残菜及び厨芥の処理

⑦給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

※受託事業者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、各年度における本事業予算配当があることを条件とする。また、受託園より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、認定こども園世田谷区立多聞幼稚園給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録があること。
- (2) 東京都内に従事者が常駐し、緊急時の対応が迅速に取れる本社又は支店等があること。
- (3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託

業務を確実に遂行できる能力を有していること。

- (4) 令和5年度以降、東京都内で公立保育園・公立認定こども園の給食業務を各年度10園以上受託した実績があること。
- (5) 令和5年度以降、保育園・認定こども園および集団給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りではない。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (7) 世田谷区から指名停止の措置を受けている事業者でないこと。
- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。
- (9) 事業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

＜事業者選定委員会の構成員＞

委員長 教育総合センター長 宇都宮 聡
委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園長 山路 智之
委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園副園長 藤田 雅美
委員 認定こども園世田谷区立多聞幼稚園PTA代表 篠田 直明
委員 教育総合センター乳幼児教育・保育支援課長 米倉 宗利
委員 教育政策・生涯学習部学校健康推進課長 鈴木 絵理子
委員 教育政策・生涯学習部学校健康推進課栄養士 花田 美希

3 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、次の基準に基づき審査及び評価を行い、提案書の提出者を選定する。この場合は、選定次第速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

- (1) 前記に定める参加資格のすべてを満たしていること。
- (2) 学校給食の意義や特色を十分理解し、積極的に協力することができる事業者であること。
- (3) 衛生管理、安全管理、学校給食の意義等について、パート社員を含め十分な従事者教育及び研修体制が確立されていること。また、十分な教育及び研修が行われた従事者の配置が可能であること。
- (4) 従事者の健康管理が十分に行われていること。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 学校給食に対する会社としての取り組み姿勢
- (2) 衛生管理・安全管理
- (3) 緊急時対応
- (4) アレルギー対応

(5) 研修・教育体制

5 手続等

(1) 担当部課

●参加手続きに関すること

世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟 1 階）

所在地：〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話：03-5432-2696

FAX：03-5432-3029

●認定こども園世田谷区立多聞幼稚園に関すること

世田谷区教育総合センター乳幼児教育・保育支援課（世田谷区立教育総合センター 1 階）

所在地：〒154-0023 東京都世田谷区若林 5-38-1

電話：03-6453-1531

FAX：03-6453-1534

※窓口での受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時～午後5時とする。

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和7年8月18日（月）～8月29日（金）

場 所：世田谷区ホームページでの閲覧

方 法：世田谷区ホームページからのダウンロードによる。

【世田谷区トップページ＞検索メニュー＞区政情報＞契約・入札情報
＞現在実施中のプロポーザル情報＞子ども・教育・若者支援】
(ページ ID：26408)

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和7年8月29日（金）午後5時まで（必着）

提出場所：世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟 1 階）

方 法：別紙「参加表明書」を書留又は特定記録郵便により郵送すること。

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

受領期限：令和7年10月3日（金）午後5時まで（必着）

提出場所：世田谷区教育政策・生涯学習部学校健康推進課（世田谷区役所西棟 1 階）

方 法：電子データを学校健康推進課のメールアドレスへ送信すること。メールアドレスは、招請通知において通知する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 契約の締結 事業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算が議会で議決された後に締結する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。
- (7) 区は、提案書を事業者選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に提案書の複製を作成することができる。
- (10) 提案書の受領期限後における提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 本プロポーザルは令和8年度契約に係る準備行為であり、本業務に関わる契約締結は区議会で予算配当が承認されることを条件とする。
- (15) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。世田谷区ホームページ【世田谷区トップページ＞検索メニュー＞区政情報＞契約・入札情報＞公契約条例＞労働報酬下限額】（ページID：8039）を確認すること。
- (16) 詳細は募集説明書による。